

【参照条文】

○ 予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（令和８年法律第４０号）（抄）

（国家公務員法等の特例）

第三条 一般職の国家公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事すること（招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に応ずることを含む。第四項並びに第六条第一項及び第四項において同じ。）について、内閣官房令・防衛省令で定めるところにより、当該職員の新任の長の承認を受けることができる。

一 自衛隊法第三十五条の規定により予備自衛官補に採用されようとするとき。

二 自衛隊法第六十七条第一項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官に任用されようとするとき。

三 自衛隊法第六十八条第二項（同法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官として引き続いて任用されようとするとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、内閣官房令・防衛省令で定める場合に該当するとき。

２～７ （略）